

## 各部局および専門委員会に関する規定

第1条 この規定は、日本勤労者山岳連盟規約第15条第1項に基づき、この連盟の各部局、委員会の任務、特別委員会の名称、任務について定める。

第2条 この連盟に、理事及び登山技術などの知識を有する会員を構成員として次の部局をおく。

山行活動部 遭難対策部 技術教育部 組織部  
メディア局 事務局 渉外・環境部 財政部 国際部

第3条 この連盟の部局のもとに次の委員会をおき、任務を分掌する。

ハイキング委員会 海外委員会 ホームページ委員会  
全国救助隊連絡交流会 カリキュラム委員会 自然保護委員会  
青年・学生対策委員会 女性委員会 機関誌・紙編集委員会  
技術委員会 山筋ゴーゴー体操推進委員会

第4条 この連盟に次の特別委員会をおく。

- 1 労山基金運営委員会
- 2 一般財団法人山岳基金
- 3 中央登山学校
- 4 全国登山研究集会

第5条 事務局の任務は次のとおりとする。

- 1 日常業務の執行と各種文書、書類等の保管
- 2 地方連盟および加盟団体、役員、その他関係団体等の連絡
- 3 連盟財政の運用と管理・保管
- 4 広報活動および事業活動
- 5 青年・学生対策に関する事項
- 6 女性の登山に関する事項
- 7 他の委員会に属さない事項

第6条 メディア局の任務は次のとおりとする。

- 1 機関誌・紙の定期発行、普及と発展に関する事項
- 2 ホームページの管理と運営に関する事項
- 3 労山の情報を内外に複合的に発信、普及することに関する事項

第7条 組織部の任務は次のとおりとする。

- 1 加盟団体相互の交流に関する事項
- 2 広範な登山愛好者の組織化
- 3 地方連盟の組織運営に関する事項

4 山岳会・クラブの組織強化に関する事項

第8条 技術教育部の任務は次のとおりとする。

- 1 登山やハイキングの技術向上に関すること
- 2 登山の教育、研究、安全に関すること
- 3 中央登山学校の運営に関すること
- 4 技術委員会に関すること
- 5 カリキュラム委員会に関すること

第9条 遭難対策部の任務は次のとおりとする。

- 1 山岳遭難事故の実態や原因などを分析すること
- 2 山岳遭難事故の調査・研究および防止に関すること
- 3 救助・搬出技術の研究と普及に関する事項
- 4 全国救助隊連絡交流会に関すること

第10条 山行活動部の任務は次のとおりとする。

- 1 国内の登山活動の動向・傾向や実際の山行状況を調査・分析すること
- 2 ハイキング委員会に関すること
- 3 海外委員会に関すること
- 4 ネットワーク世話人会に関すること

第11条 渉外・環境部の任務は次のとおりとする。

- 1 政府・自治体への制度要求など登山条件の整備に関すること
- 2 山岳自然の保護に関すること
- 3 他団体との共同と交流、平和、民主主義などの課題に関すること

第12条 財政部の任務は次のとおりとする。

- 1 予算の編成、連盟財政の入金、出金の承認、月次報告書および決算書の作成

第13条 各部局、専門委員会、特別委員会の構成は、規約第15条第2項による。

第14条 各部局、専門委員会、特別委員会は、その活動内容を随時、理事会に文書で報告する。

第15条 各部局、特別委員会及び専門委員会の任期は総会後の第1回理事会から総会までとする。

第16条 この規定の改廃は、総会および評議会の3分の2以上の賛成を必要とする。

付 即 この規定は、1998年2月15日より実施する。

2002年2月17日 一部改定

2006年2月19日 一部改定

2016年2月21日 一部改定

2020 年 2 月 16 日 一部改定

2022 年 2 月 20 日 一部改定